

第3節 再生に当たっての進め方

三番瀬の再生に当たっては、人間は、自然、生物、生態系等の自然環境のすべてがわかるものではないことを認識し、常に謙虚に、そして慎重に行動することを基本とし、以下の点に留意して進めることとします。

1 ~~科学的な知見~~順応的管理及び漁業者の経験的な知見の活用

生態系その他の自然環境にあっては複雑で絶えず変化するものであることから、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者等の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行~~い、~~うとともに、これまで蓄積されたデータを適切に解析し、得られた科学的知見を活用します。再生事業の実施中や完了後も自然環境の再生状況を継続的に観測・記録し、その結果を科学的に評価し、再生計画の内容を見直していく順応的な管理による自然再生に取り組みます。

また、漁業者が、漁業活動を通じて三番瀬の環境の保全を担ってきたことから、その豊富な経験的な知見を活用して三番瀬の自然再生に取り組みます。

2 予防的~~な~~態度及び順応的管理

~~自然環境の再生に向けての科学的知見が十分に蓄積されていないこと等から、再生事業の実施による問題の発生の仕組みの解明や影響の予測が必ずしも十分に行われていませんが、長期間にわたるきわめて深刻あるいは不可逆的な影響をもたらすおそれがある場合においては、計画の見直し等、あらかじめ適切な手段が講じられるべきことを重視して取り組みます。~~

自然環境の再生に向けての科学的知見の蓄積に努めますが、必ずしも十分でないこと及び事業の実施に伴う影響予測には不確実性が伴うことから、不可逆的な影響をもたらすおそれがある場合は、予防的態度に基づいて、必要に応じた見直しを視野に入れた事業や計画とします。

また、自然の回復力を人間がサポートするという考え方に基づいて、再生の目標に向かって少しずつ手を加えながら、自然がどのように変化するかを十分、観察・記録し、そのつど検討を加えながら計画を手直しする順応的管理の原則に立って三番瀬の自然再生に取り組みます。

3 賢明な利用

三番瀬の利用に~~当たっては、ついては、次世代に引き継ぐ財産として、生態系の持つ自然の特性を維持でき、かつ水質汚染のないような方法で、現世代の利益のみならず、次世代に引き継ぐ財産として、人間の利益のため、長期的な視点に立った、賢明な利用の原則に基づいたものとなるよう努めます。~~で、持続的に行います。

4 協働による取組

三番瀬の再生に当たっては、行政、県民、地域住民、漁業者、NPO、事業

者等、三番瀬に関わりのある様々な主体と、適切な分担のもとに協働して取り組みます。

また、国や大学等の研究機関との連携を深め、自然環境の再生等に関する様々な技術、研究成果を活用していきます。

第4節 東京湾の再生につながる広域的な取組

森林、農地、都市、河川、沿岸域等の陸から海にかけての生態系は、水循環、物質循環等を介して密接な関係を持ち、ひとつの流域圏を構成しています。

~~また、閉鎖性海域である東京湾は、その地形的な形状から湾外との海水交換が乏しく、河川等を通してもたらされる赤潮・青潮の発生原因である汚濁負荷等が湾内に留まりやすい特性を有しています。~~

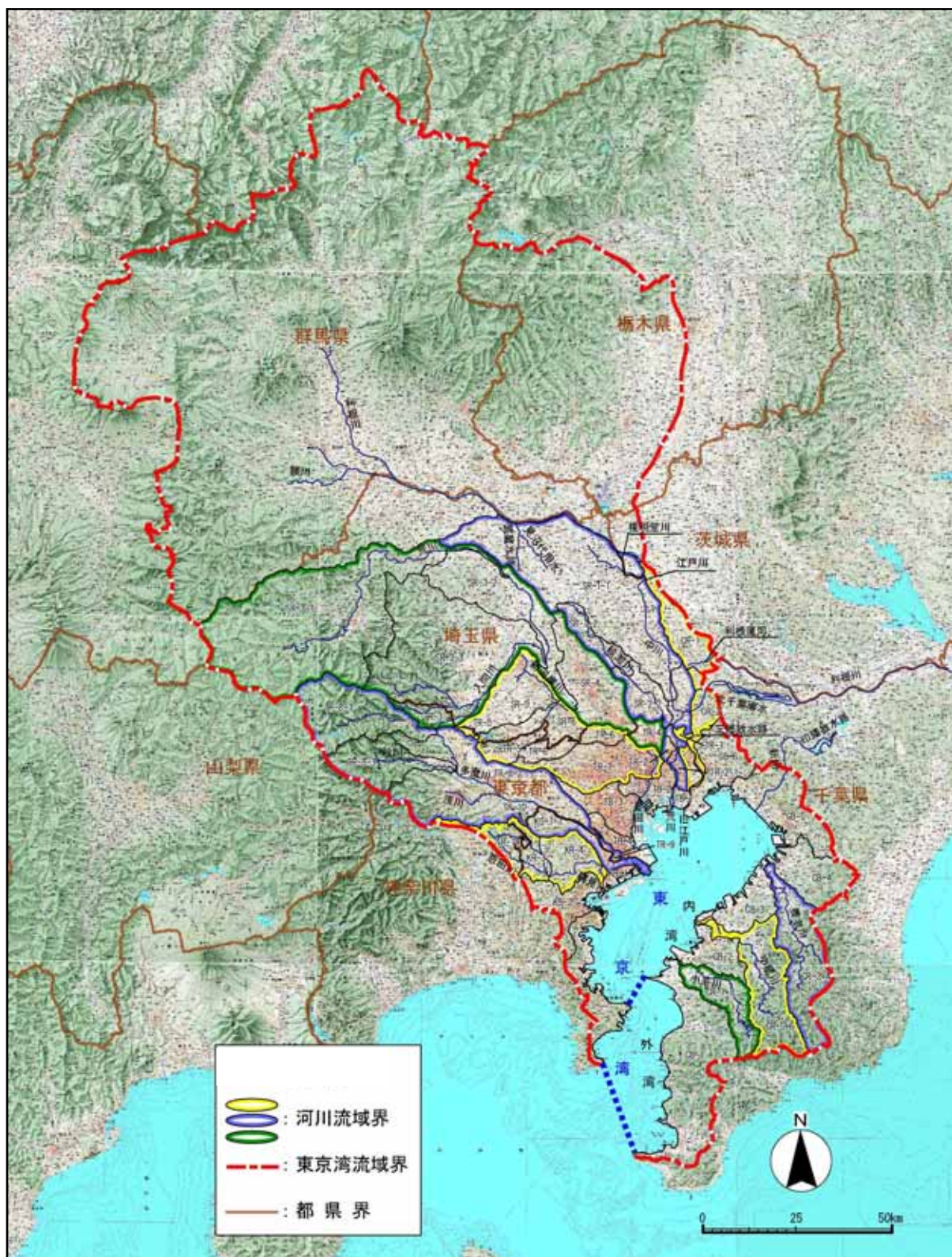
~~また、陸と海との相互の関わりについては、「森は海の恋人」といわれるように、水源のかん養、栄養分の供給等の機能を有する森林の保全が海の環境や生態系の保全につながるという認識が全国的になされるようになってきました。であり、北海道や宮城県等では上流域において漁業者や市民による植林等の取組がなされるようになってきています。~~

~~また、閉鎖性海域である東京湾は、その地形的な形状から湾外との海水交換が乏しく、河川等を通してもたらされる赤潮・青潮の発生原因である汚濁負荷等が湾内に留まりやすい特性を有しています。~~

三番瀬についてみても、~~自然再生を進める上で、三番瀬に流入する河川及び陸域からの汚濁負荷の低減に取り組むとともに、~~海域が連続している東京湾を意識し、そこに流入する河川の流域や広く東京湾を組み込んだ広域的な視点が重要となってきます。

このことから、県として、三番瀬の自然再生に当たっては、を進めるとともに、国をはじめ、東京湾に流入する河川の流域や東京湾周辺の自治体等と連携を強化した広域的な取組を目指します。

東京湾の流域界



(国土地理院の数値地図を基に作成)